地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 (公印省略)

平成28年熊本地震に伴う事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の 納期限等の指定について

平成28年熊本地震に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金については、「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」(平成28年厚生労働省告示第222号)及び「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第235号)により、納期限の延長が認められているところです。

今般、「熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣が定める日を指定する件」(平成28年厚生労働省告示第387号及び第388号。別紙参照。)により、熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主掛金及び熊本県に住所を有する企業型年金加入者又は熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主を介して納付する企業型年金加入者の企業型年金加入者掛金の延長後の納期限等が定められたので、貴管下の企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1. 延長後の納期限
 - (1) 平成28年11月30日
 - (2) 平成28年12月16日

2. 延長後の納期限が定められた地域

- 1. (1) は、別表1に示す熊本県の各地域
- 1. (2) は、別表2に示す熊本県の各地域

3. 対象となる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金

- ・別表1は、平成28年11月29日までに納付するものとされる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金(平成28年3月31日までに納付するものとされた事業主掛金及び企業型年金加入者掛金を除く。平成28年3月分から平成28年9月分までの掛金等)
- ・別表 2 は、平成28年12月15日までに納付するものとされる事業主掛金及び企業型年金加入者掛金(平成28年3月31日までに納付するものとされた事業主掛金及び企業型年金加入者掛金を除く。平成28年3月分から平成28年10月分までの掛金等)

○平成28年11月30日を延長後の納期限とする地域(別表1)

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土
	市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町
	、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊
	池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇
	郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益
	城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨
	郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相
	良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎ
	り町、天草郡苓北町

○平成28年12月16日を延長後の納期限とする地域(別表2)

都道府県名	地域					
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益	È城				
	郡益城町					

○厚生労働省告示第三百八十七号

う 厚 \mathcal{O} ち、 生 規 確 労 定 定 働 12 次 拠 基 に 省 出 掲 告 づ 年 き、 げ 示第二百二十二号) 金 る 法 地 熊 施 域 本 行 に 県 規 所 に 則 在 お 平 地 け を る 成 第二号 有 事 + $\stackrel{\cdot}{=}$ 業 す る 年 主 実 に 掛 厚 施 お 金 生 及 労 事 1 働 業 7 \mathcal{U} 别 省 所 企 令 業 \mathcal{O} 途 第 事 厚 型 業 生 年 百 七 労 主 金 働 加 + 当 五 省 入 号) 者 該 告 掛 地 示 第 域 で 金 定 に + \mathcal{O} 六 住 \Diamond 納 所 付 条 ることとされ の 二 を \mathcal{O} 有 特 す 第 例 る 亚 項 企 業 7 成二 及 型 び 1 第二 + 年 る 八 金 日 年 項 加 \mathcal{O}

平成二十八年十月三十一日

業

型

年

金

加

入

者

に

係

る

t

 \mathcal{O}

に

0

1

て、

平

. 成

<u>二</u> 十

八

年

 $\dot{+}$

月三十日とす

る。

入

者

又

は

当

該

地

域

に

所

在

地

を

有

す

る

実

施

事

業

所

 \mathcal{O}

事

業

主

を介

L

7

企

業

型

年

金

加

入

者

掛

金

を納

付

す

る

企

厚生労働大臣 塩崎 恭久

						都道府県名
山鹿市	玉名市	水俣市	荒尾市	人吉市	八代市	指定地域

熊

本

県

玉名郡 合志市 菊池市 天草市 菊 菊 玉 玉 玉 冏 冏 下益城郡美里町 阿 宇 上 宇 蘇郡 蘇 名郡 名 郡· 蘇市 ,城市 一天草市 土市 名 池 池 郡 郡 郡 郡 小国 菊陽 大津 南関 玉東 南 長 和 洲 小 水 町 国 町 町 町 町 町 町 町

葦 葦 球 球 球 球 球 球 球 球 八 上 上 上 冏 冏 北 益 益 益 磨 磨 磨 磨 磨 磨 磨 磨 北 代 蘇 蘇 郡 郡 郡 郡 郡 城 城 郡 郡 郡 郡 城 郡 郡 郡 郡 芦北 多良 津奈 郡甲 球 錦 郡 湯 氷 郡 Щ 五 相 水 高 産 磨 木 良 上 町 Ш 嘉 森 Щ 江 前 Щ 村 村 村 村 木 木 都 村 町 町 町 佐 島 町 村 町 町 町 町 町

天草郡苓北町

球磨郡あさぎり町

〇厚生労働省告示第三百八十八号

入 う 厚 \mathcal{O} 者 ち、 生 規 確 一労 又 定 定 は 働 次 に 拠 当 に 基 省 出 該 掲 告 づ 年 き、 地 げ 示第二百二十二号) 金 域 る 法 に 地 熊 施 所 域 本 行 に 在 県 規 地 所 に 則 を 在 お 平 有 地 け を 成 す る 第二号 十三 有 る 事 実 業 す Ź 施 年 主 に 事 実 掛 厚 施 業 お 生 金 所 事 7 及 労 働 業 て \mathcal{U} \mathcal{O} 事 別 省 所 企 令 業 業 \mathcal{O} 途 第 主 事 厚 型 を 業 生 年 百 介 主、 労 七 金 + L 働 加 7 当 五 省 入 号) 者 企 該 告 業 掛 地 示 第 型 域 で 金 年 定 に + \mathcal{O} 六 金 住 8 納 条 加 所 付 ることとされ の 二 を 入 \mathcal{O} 者 有 特 す 第 掛 例 金 る を納 平 項 企 成二 業 7 及 付 型 び 1 第二 + す 年 る る 八 金 日 企 項 年 加 \mathcal{O}

平成二十八年十月三十一日

業

型年

金

加

入

者

に

係

る

ŧ

 \mathcal{O}

に

つ

7

て、

平

. 成

<u>二</u> 十

八 年

十二月十六日とす

る。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

		熊			
		本			
		県			都道
					府県
					名
上 益	上益	阿 蘇	阿 蘇	熊本	
城 郡	城 郡	郡南	郡 西		
益城町	船	阿蘇村			
	·	, ,			
					指
					定
					地
					域